

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済は、企業の収益改善に伴う設備投資の安定基調により、史上最長といわれた「いざなぎ景気」を超える緩やかな景気回復を維持しながらも、昨今の米国経済の減速や、原油・原材料価格の高騰などの影響を受け、先行きの不透明さが懸念されている。

一方、雇用情勢においては、完全失業率は下降傾向にあるものの、正規社員等の安定した雇用形態における有効求人倍率は依然として低い水準となっており、パートタイム労働者、派遣労働者等の非正規労働者の比率は年々上昇し、社会全体における賃金格差が問題となっている。このような労働者の労働条件を改善し、生活の安定を図るためにも最低賃金の引上げが強く望まれる。

よって、国におかれては、平成20年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、企業・労働者間における収益の分配率を見直し、一般労働者の水準に見合うものとするよう、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問すること。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。
- 3 総枠としての最低賃金論議においては、格差の現実や少子高齢化に伴う労働力人口の減少を踏まえ、ワークライフバランスの実現に向けた社会基盤づくりを強化するなどの適切な対応を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長